



自転車を安全に利用するために、しっかりと覚えましょう。

<p>自転車は軽車両です。 車道通行が原則で車道の左端を通行しなければいけません。</p>	<p>車道に普通自転車専用通行帯がある場合は、車道左側にある通行帯を通行しなければいけません。</p>	<p>自転車事故死者の半数以上が頭部負傷により亡くなっています。 ※R4. 県内</p> <p>ヘルメットを着用しよう</p>
<p>自転車は車道が原則、歩道は例外です。 【歩道を通行できる例外】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「歩道通行可」を示す標識や標示がある場合 ②道路工事や連続した駐車車両など通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき ③13歳未満の子供や70歳以上の方、車道通行に支障のある身体の不自由な方 		<p>歩道ではすぐに止まれる速度で車道寄り又は指定された部分を通り、歩行者がいる場合は、必ず一時停止をしなければいけません。</p>
<p>一時停止の標識が設置されている交差点では、その交差点の直前(停止線がある場合は停止線の直前)で一時停止しなければいけません。</p>	<p>ながら運転(スマホ・イヤホン・傘さし)無灯火運転などは、重大事故に直結する危険な行為です。 絶対にやらない！！</p>	<p>自転車の横並び通行は禁止です。 話に夢中になったり横に幅をとるので、他の車や歩行者と接触する危険性があります。</p>
<p>【死角】車は構造上、運転者の左右斜め前や後ろが見えていないことがあります。 曲がろうとする車の左側には絶対に入らない!</p>	<p>【内輪差】車は右左折やカーブする際に、前輪が通ったところよりも後輪が内側を通ります。</p>	<p>信号無視・一時停止違反・遮断踏切立入等15の危険行為(違反)を3年以内に2回以上繰り返す ※14歳以上 ※交通違反による取締り又は交通事故を起した場合</p> <p>公安委員会の受講命令!! ※6か月以内の指定された期間内</p> <p>自転車運転者講習を受講 受講場所:警察本部等 受講時間:3時間 受講手数料:6,000円</p> <p>受講命令に従わなかった場合 5万円以下の罰金</p> <p>交通違反等を繰り返すと自転車講習の受講命令!中高生も対象!</p>

※本資料の「自転車」とは、普通自転車のことを示します。

- 中学生が関係する交通事故の約6割は、自転車事故！
 - ☞ 登下校中の事故が約4割、交差点の出会い頭事故が約6割、約8割に交通違反がある！
※R4. 県内
- 高校生が関係する交通事故の約8割は、自転車事故！
 - ☞ 登下校中の事故が約7割、交差点の出会い頭事故が約6割、約8割に交通違反がある！
※R4. 県内
- 交通事故を起こした(遭った)ときの義務 ☞ 負傷者の救護・二次被害の防止・警察への通報!
- みだりに歩道の歩行者にベル(警音器)を鳴らしてはいけない ☞ 歩道は歩行者優先!
- 自転車利用者は ☞ 自転車損害保険等への加入義務! ※未成年者の場合は保護者等
- 自転車用ヘルメット着用は努力義務 ☞ 非着用時の致死率は、着用時に比べて、約3倍高い!
※R2. 全国
- 自転車を安全に利用するためには ☞ 日常点検や整備を乗るまえの習慣にしよう!

交通社会の一員として責任ある行動を心掛けましょう

埼玉県警察